

小松市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組み方針～

平成27年9月

小松市通学路安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が巻き込まれる交通事故が相次いで発生しました。そこで本市は、道路管理者や交通管理者等の関係機関と連携し、緊急合同点検を実施、危険箇所を把握するとともに、その安全対策を実施してきました。

しかし、道路をはじめとする環境は日々変化しており、通学路の安全を確保していくためには、一過性ではなく継続的な取り組みが必要です。

そこで、関係機関と連携し、通学路における交通安全の確保に向けた取り組みを継続して推進する体制を構築し、合同点検を実施するとともに、その結果を反映させた「小松市通学路安全推進プログラム」を策定しました。

今後も、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携していくことで、安全に通学できるやさしいまちづくりを進めていきます。

2. 通学路安全推進協議会の開催

関係機関の連携を図るため、以下の機関で構成する「小松市通学路安全推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

(1) 構成機関

機関・団体名
小松市町内会連合会
小松市立学校 PTA 連合会
南加賀土木総合事務所維持管理課
小松警察署交通課
石川県学校安全推進アドバイザー
小松市立小学校校長会
小松市立中学校校長会
小松市ふるさと共創部市民協働課
小松市都市創造部道路河川課
小松市教育委員会

会議では、学校の通学路点検や関係機関による合同点検等に基づき、現状の危険箇所の把握と情報交換を行い、通学路の安全対策について、「学校での児童生徒への指導・周知」、「道路管理者の対策方法」、「交通管理者の交通規制、信号機や横断歩道等の設置計画」などを協議、関係機関が連携し、通学路の安全性の向上を図ります。

3. 通学路点検評価部会の設置

各校にて、通学路の安全対策の推進及び評価をする体制として、P T Aや町内会等をメンバーとする“**通学路点検評価部会**”を設置し、毎年通学路点検を実施するなど通学路の危険箇所の把握をするとともに、安全対策の検討及び対策実施後の評価をすることで、通学路の安全性の向上を図ります。

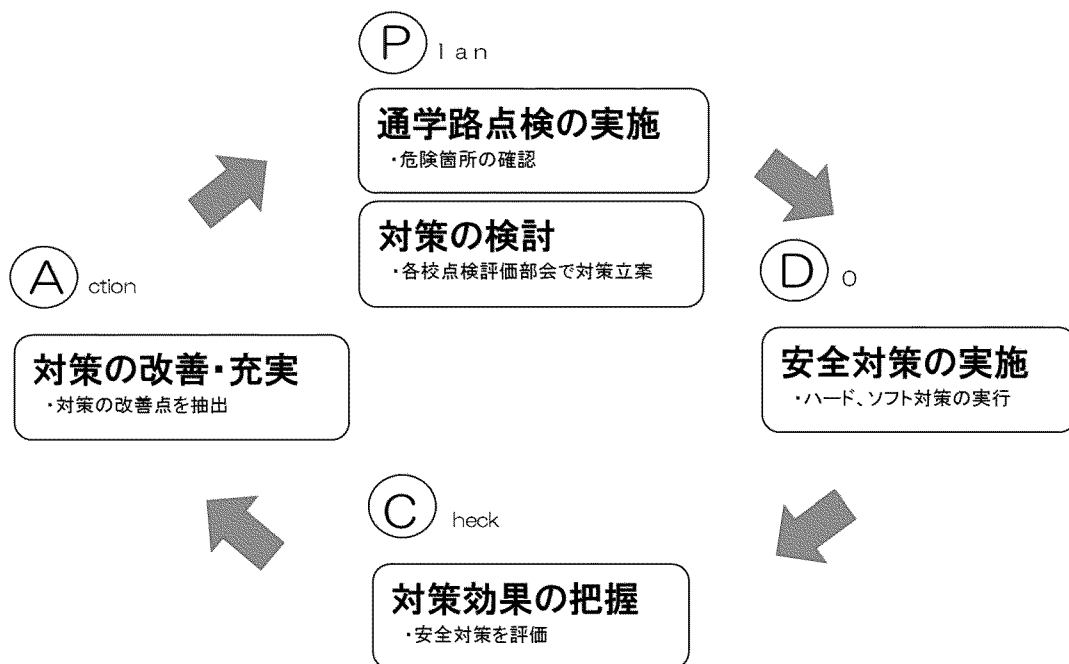
4. プログラムの取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検等を継続するとともに、対策実施後効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取り組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

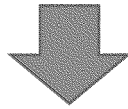
【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 通学路安全確保に向けた年間の流れ

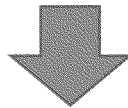
● 4月～6月

各小中学校による 通学路危険箇所の 把握	・各小中学校はP T Aや町内会等と協力し、通学路の危険箇所を把握（通学路点検の実施） ・把握した危険箇所について、各校の点検評価部会にて、対応策を協議 ・対策実施後の箇所等についても、各校の点検評価部会で効果を把握、評価し、より効果的になるよう対策内容の改善・充実策を検討 ・危険箇所の一覧表を教育委員会に提出
----------------------------	---



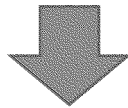
● 7月～8月

教育委員会による 危険箇所の 整理	・危険箇所の対策案等の整理、現場確認等 ・安全対策について道路管理者や交通管理者等と協議を開始（7月～3月） ・当該年度で対策可能な箇所について対策実施（7月～3月）
-------------------------	---



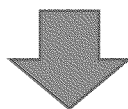
● 9月～10月

安全推進協議会 の開催及び合同 点検の実施	・小松市通学路安全推進協議会の開催 ・合同点検の実施（報告のあった危険箇所の中で、道路管理者や交通管理者等の関係機関との合同点検の必要性が高い箇所について実施）
-----------------------------	---



● 11月～2月

各機関による 安全対策の実施	・安全対策の実施 ・各機関へ実施状況の確認（2月頃：教育委員会実施）
-------------------	---



● 3月

実施状況の公表	・各小中学校への実施状況を報告 ・市のホームページ等で危険箇所一覧表を公開
---------	--

(3) 合同点検について

○合同点検の実施時期等

- ・報告のあった危険箇所の中で道路管理者や交通管理者等の関係機関との合同点検の必要性が高い箇所について、9月～10月頃に実施する。
- ・実施時間帯については原則、実際に児童・生徒が通学する時間に実施するものとする。

○合同点検の体制

- ・対象となる小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、町内会等並びに小松市通学路安全推進協議会委員が参加し実施する。

○対策の検討

- ・合同点検後、危険箇所毎に、歩道整備や側溝改築のようなハード対策や交通規制や児童に対しての交通安全教育のようなソフト対策などその箇所に応じて具体的な安全対策を協議・検討します。

(4) その他の対応

- ・合同点検対象校以外については、学校から提出された危険箇所の安全対策について各校と協議し、道路管理者や警察等と協議・調整を実施していきます。
- ・安全対策として有効な対策については各校に周知・徹底を図ります。
- ・各小中学校では危険箇所の周知徹底をしていきます。
- ・運転者に対しては、交通マナーアップの啓発及び推進を図っていきます。

5. 危険箇所図、箇所一覧表の公表

児童生徒及び保護者、地域関係者等が通学路の危険箇所及び内容を把握できるよう、各校の「危険箇所図」及び「対策一覧表」を小松市のホームページなどで公表します。